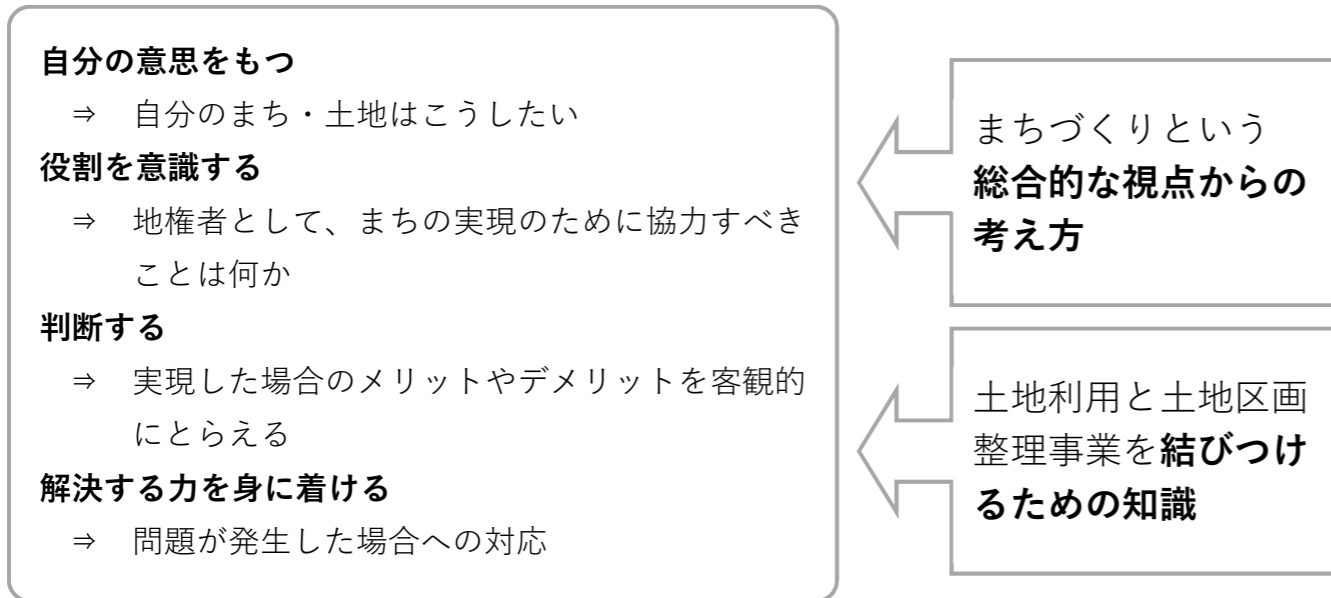


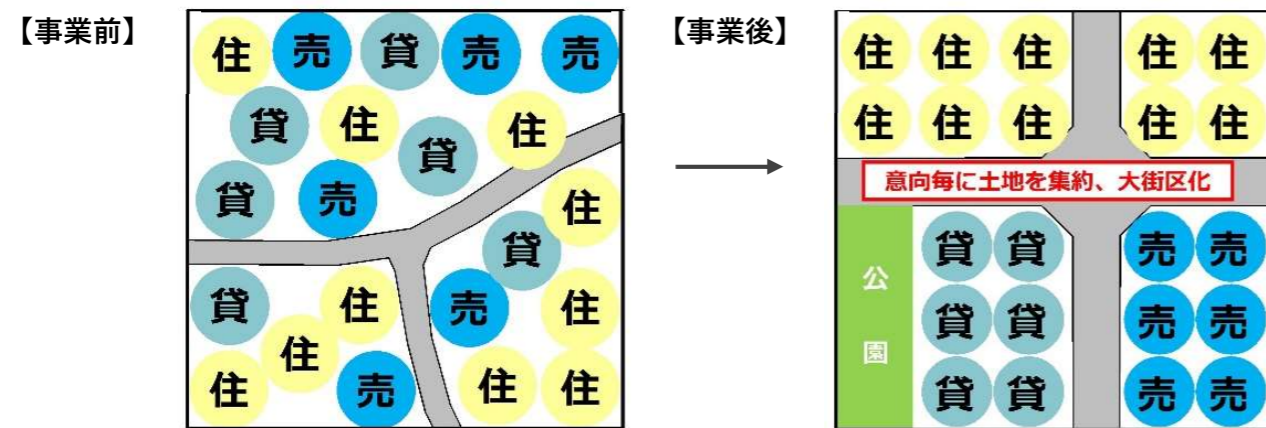
1. 土地利用を実現するための前提



2. 土地利用意向に沿ったまちづくり

(1) 土地区画整理事業による土地の再配置（換地）

換地は、照応の原則により、事業前後の当該土地における周辺環境を勘案して定めることを基本としていますが、地権者の皆さまの意向毎に土地をまとめることも可能です。



(2) 土地利用の方向性の検討

- 土地は誰と活用するのか 自分で？ みんなと？
- どのように土地利用をするのか 住宅？ 賃貸？ 売却？

3. 土地利用（共同活用）を実現するために

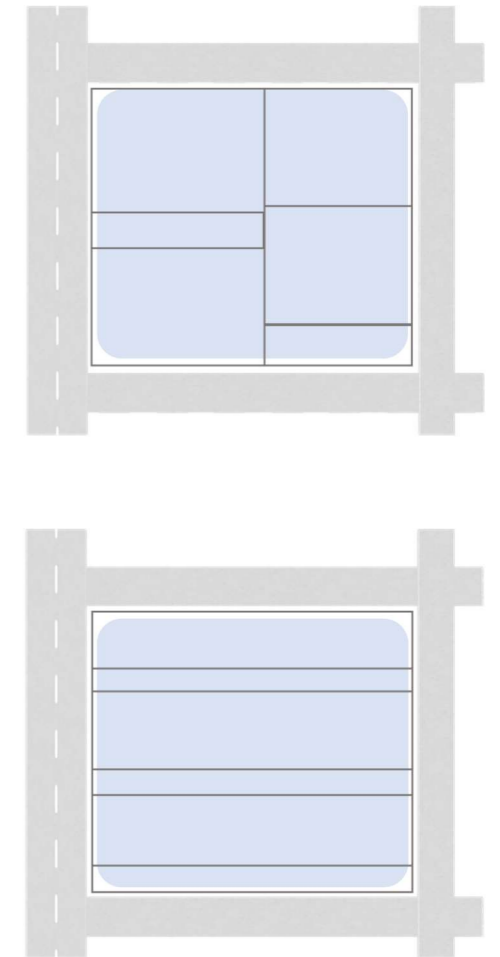
(1) 土地の再配置の考え方

1) 将来個別利用も可能な換地

- 配置の考え方
通常の基準に基づき、個別利用ができる形状で配置
⇒ 企業と賃貸契約が終了した後に、賃貸契約を継続することや個人で土地利用することも可能となります。

2) 短冊換地

- 配置の考え方
共同活用意向の地権者の土地を細長い形状（短冊状）で配置
⇒ 賃貸契約の継続や新たな事業者と賃貸契約などで、長期的に事業者へ賃貸等を行うことを前提とした配置となります。



(2) 共同活用をする場合の流れ

共同活用を視野に入れた土地利用を検討する場合、事業認可や仮換地指定を見据えながら、下図のような手順で取り組みを進めていくことが必要となります。

